

# 登下校時の児童の安全確保の責任構造に関する一考察

浦野 東洋一

帝京大学文学部教育学科 〒192-0395 東京都八王子市大塚359

## はじめに

思い起こせば2004年の3月と11月に、高崎市と奈良市で小1女児が下校中に行方不明となり、遺体で発見された。2005年11月22日には、広島市で小1女児がやはり下校途中に行方不明となり、またも遺体で発見された。その後間もない12月3日に、前日午後から行方不明となっていた栃木県今市市(当時)の小1女児が、遠隔地の茨城県でまたしても遺体で発見された。このような痛ましい事件が起こるたびにマスコミが大きく取り上げ、学校も教育行政も対応措置をとってきたにもかかわらず、である。

いったい登下校時の児童の安全確保については誰が責任をおうべきなのか。保護者か、学校(教職員)か、自治体か、教育委員会か、警察か、地域住民か、あるいは国か。また、それぞれが責任主体であるとしたら、その関係構造はどうなるのか。こうした問題について考察するのが小論の課題である。

## 1 文部科学省通知

痛ましい事件の相次ぐ発生をうけて文部科学省は、2005年12月6日に「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」通知を発した。通知の冒頭には次のように書かれている。

「この度、11月22日に広島市立矢野西小学校1年生の児童が、12月1日にも栃木県今市市立大沢小学校1年生の児童が、下校中に事件に遭遇し殺害されるという決してあってはならない事件が発生いたしました。

各学校では、・・・別紙を踏まえ、学校や地域の実情に応じた安全確保対策を講じていただくようお願いいたします。・・・

また、都道府県におかれては、所管の学校や、地域内の市町村及び所轄の私立学校に対して周知していただくとともに、適切な対応がなされるようご指導をお願いします。」

別紙から見出し項目だけを抜粋すると、次の通りである。

### 第1 通学路の安全点検の徹底と要注意箇所への周知徹底

- ① 安全な通学路の設定と定期的な点検の実施
- ② 通学路における要注意箇所等の把握と周知徹底

### 第2 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

- ① 安全な登下校方策の策定・実施
- ② 幼児児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制の整備
- ③ 登下校のルートや時間などに関する警察との情報の共有

### 第3 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進

- ① 通学安全マップの作成等を通じた指導
- ② 防犯教室等の活用
- ③ 万一の場合に対応するための指導

### 第4 不審者等に関する情報の共有

### 第5 警察との連携

この通知の特徴は第1に、対応策が網羅的に書かれていることである。それらを全部実施することは、学校(教職員)に膨大な負担を課すことになり、事実上不可能であろう。ただし網羅的といっても、例えばスクールバスを配置するというような(多額の経費を要する)対応策は盛り込まれていない。

特徴の第2は、「当面の対応策」と「中期的展望」「長期的展望」という段階的の見通しが書かれていないことである。例えば、「保護者同伴による集団登下校」方式を採用したとして、それは緊急の対応策であるのか、あるいは将来もずっと続けるべき方式なのかということについては、なにも書かれていないということである。

特徴の第3は、「はじめに」で述べた責任構造論がなにも書かれていないことである。この責任構造論が明確でないと、例えば網羅的に書かれている事項の中から、誰が何を選択して、どういう理由で、誰に呼びかける(協力を依頼する)ことが、児童の安全を確保する上で最も適切かつ効果的かという筋道が見出しにくい。

## 2 取り組みの事例

責任構造について考察する手掛かりとして、典型的と思われる取り組みの事例を、主として新聞報道から紹介することにしたい。

(A) 新潟県加茂市では、かねて周辺部だけカバーしていたスクールバスを、奈良市の事件のあと24台に増やし、11校ある小・中学校の児童・生徒の送り迎えの全域をカバーするようにした。市長は、子どもの安全について検討した結果、「実効性があるのはスクールバス」という結論になったので、最優先で予算化したと話しているという。

(B) 栃木県今市市の小1女児殺害事件は、田園地帯でのどかに暮らしていた親たちの意識を一変させた。

1年生の長男（七つ）が女児と同じ市立大沢小に通う会社員女性（30）は、週2交代で集団登下校に同伴する。当番の朝は慌ただしく食事の準備をし、午前7時半に通学班とともに出発。20分歩いて子どもたちを学校に送り届ける。車で先回りしている義母（60）と自宅に戻り、義母を降ろして会社に向かう。

毎回、始業時には滑り込みだが、「自分の子どものことだから苦労には思わない」と話す。・・・義母は「本音では、いつまで続けなければいけないのかと思う」とため息をつく。（2006年1月26日付「東京新聞」から抜粋引用）

(C) 入学式翌々日の7日昼すぎ。神奈川県南足柄市岩原地区の住民でつくる「岩原暫金時（しばらくきんとき）隊」が公民館で熱心に打ち合わせをしていた。

「子どもの名前と住所を確認してください。保護者や隣近所の人ともあいさつしておくように」。同隊代表の咲川臣司さん（74）が、下校時の見守り活動に細かい指示を出す。

同隊は昨年7月に発足した。メンバーは52人で、平均年齢は67歳。週2回、数人ずつ4班に分かれ、市立岩原小学校の下校時間に児童に付き添い、自宅まで送り届けるグループパトロールを行っている。・・・

同市には現在、岩原暫金時隊のような防犯ボランティアが16隊組織されている。・・・

防犯と書かれた帽子や幟（のぼり）などは、地元の協賛企業が寄付した。こうした市民活動を裏で支えるのが、市市民部防災課の須谷美實課長だ。自治会長やOBの元を訪ねて、暫金時隊の結成を呼びかけ、結成後の活動をサポートする。（2006年4月22日付「東京新聞」から抜粋

引用）

(D) 1日午後2時半。岡山県倉敷市の菅生（すごう）小の体育館の横で待っていた母親3人に、子どもたちが声を掛ける。

「〇〇〇です」

「ハイ、分かりました」

母親たちは名簿にチェックをつけると、番号の入ったカードを手渡した。

まもなく黄色いタクシーが2台、校庭の土を巻き上げて入ってきた。ドアが開くと、4人の児童たちが後部座席に乗り込んだ。

3年生の女児（八つ）は「歩かなくていいから好き」。同学年の男児（八つ）は「5分ぐらいで帰れるからいい。タクシー下校でない子からうらやましがられる」。

母親の一人は「以前は毎日のように自分の車で迎えに来ていたお母さんもいた。多くの母親は共働きで私も今日は仕事を休んで来ている。でも何かあってからでは遅い。子どもはお金にはかえられない」と話す。

全校一斉下校の水曜日や親が乗用車で迎えに来る日以外、同小では50数人がタクシーで下校している。いずれも、同校から約2.5キロ離れた一戸建て住宅の団地「西坂台グリーンライフ」に住む子どもたちだ。

この団地の立地こそが、保護者をしてタクシー下校に踏み切らせた原因だ。

標高100メートルの高台の頂上部分にあり、乗用車が通れる大きな道は大きく迂回している。このため子どもたちの登下校は、うっそうと草木が生い茂り、見通しの悪い未舗装の坂道が使われてきた。高学年の児童でも45分、低学年だと途中で休憩せざるを得ず、1時間かかる。ママシが出たこともあった。

大人はほとんど利用せず途中に人家もないため、この住宅ができた当初から24年間、住宅街の住民が交代で下校時の見張りを務めてきた。

同団地の保護者でつくる「育成会」会長の庄司洋美さん（44）は「途中まで車が入れる場所があるから、よりいっそう（連れ去り事件などが）心配。今まで凶悪事件が起きなかったのが不思議なくらい」と話す。

同小によると、付近では数年前から不審者の情報が相次いでいた。昨年1年間だけで12件の不審者情報があり、「ドライブに行こう」「1万円あげるからブリクラを撮りに行こう」と誘ってくる事例もあった。・・・

こうした中で、育成会は、見張りより安全な対策として同小付近から団地を結ぶ路線バスを下校時に使う案を考えた。が、このバスが不採算路線で廃止となったため、頓挫。次に独自のスクールバス運行を検討したが経費面

で無理と判断した。親たちが交代で送る案も出たが、交通安全上の問題が残った。最後に出たのが、タクシー案。・・・

昨年12月末に学校側に実施を申し入れ、1月中旬から試験運用、4月から正式運用を行っている。月に1,500～2,000円を各保護者から徴収し、育成会がバザーや廃品回収などの収益を原資に年間30万円補助して運営する方針だ。団地保護者の間ではタクシー下校はおおむね好評で、一度団地を離れた人が戻ってきたケースもあるという。

「当初、タクシー案が出たとき親の意見は割れた。『そこまではするのか』『ぜいたくだ』という反対意見はあったし、今も潜在的にはあると思う」(育成会関係者)

金銭的負担に加え、以前の見張りよりも保護者の負担は増えている。児童の下校時は一定ではないし、急な配車台数の変更もある。岡山交通倉敷営業所の富山秀昭所長(四六)は「地域社会への貢献という面と、午後の比較的ひまな時間帯の仕事という面もあり受けさせてもらっているが、保護者の方たちの尽力がなく、乗務員に子どもの乗り降りを全部任せられたらとても受けられない」と話す。(2006年6月2日付「東京新聞」から抜粋引用)

(E) 相変わらず後を絶たない小学生を狙った犯罪。全国的に児童の登下校時の警戒強化が叫ばれているが、大手中学受験塾の「日能研」が今春から私立小中学校での警備事業に乗り出すという。・・・

日能研は関東、関西を中心に全国119教室を展開する中学受験の最大手塾だ。塾生は約4万人。今春も首都圏難関中学の開成に99人合格者(定員300人)を出したのをはじめ、麻布93人(同300人)、桜蔭66人(同240人)、女子学院73人(同240人)という成績を取めている。

日能研が考える警備事業とはこうだ。

顧客相手は私立小中学校。定年退職した警官OBが警備スタッフになり、登下校時に学校の周辺や最寄の駅までのルートで子どもたちを見守る。このほか、沿道の住宅や商店を訪問して安全上問題となる死角や不審者の情報を集めたり、子どもたちに声掛けをしてくれるよう呼びかける。(2006年2月7日付「東京新聞」から抜粋引用)

事例Aは、市長が「実効性があるのはスクールバス」と決断し、議会が賛成したものである。地方財政危機の折、この方式が広まるとは考えにくい。

事例Bは、典型的な「保護者同伴による集団登下校」方式である。共働き家庭の多い今日、保護者にとっては大きな負担であり、将来もずっとこの方式を持続できるのか心配である。現に協力者の義母は「本音では、いつ

まで続けなければいけないのかと思う」とため息をついている。

事例Cは、典型的な「地域住民同伴による集団下校」方式である。自治体の首長部局の呼びかけとサポートで実現している。地域住民のなかの老人が中心になって活動している点が注目される。

事例Dは、特別な立地条件下にある地域の保護者たちの自主的・自治的な営みである。

事例Eは、従来の警備保障会社とはちがう民間企業が、児童生徒の登下校時の安全確保を「商品」化した事例である。私立小・中学校を顧客として想定しているが、どの程度需要があるのかが注目される。

### 3 当面の取り組みと中長期的展望

(1) 私は、2005年12月の初めに、公立小学校長と懇談する機会に恵まれた。一人の校長は「広島事件のあと、緊急の校長会がもたれた。私はこういう事件の連鎖がこわいと思って、ただちに先生方に集団下校の指導と下校時の引率をお願いした。保護者には毎日の下校時刻を知らせ、学校まで迎えに来るか、あるいは家の外に出てお子様を迎えてくださるようお願いしている。しかし先生方の下校時の引率をいつまでも続けるわけにはいかない。いつ、状況にどんな変化があったことを根拠にして打ち切ったらよいか・・・。」と話してくれた。別の校長は「うちでも同様の対応をしている。いちばん遠い集団下校のルートは、最後の子どもを自宅まで送りどけて学校にもどるのに大人の足で(往復)1時間以上かかっている。教職員にも保護者にも引率するのは12月一杯までとあってあるが、来年1月からは安全なのかと問われると、応えに窮する。」と話してくれた。

まことに校長のいう通りで、教員の仕事、勤務実態からすれば、教員の引率をずっと続けるわけにはいかない。それは文字通りの「緊急の措置」、当面の取り組みであるほかないであろう。そして理想的にはその間に、事例Bのような「保護者同伴による集団登下校」や、事例Cのような「地域住民同伴による集団下校」が準備されることが期待されているのかもしれない。しかし、現実はなかなかそのようには動かない。勿論、最も実効性のある「登下校時に大人が同伴する(児童を決して一人の状態に置かない)」という方式以外の対応策は、それなりに準備されるにちがいない。しかし、それだけで本当に安全なのかと問われれば、やはり校長は答えに窮するであろう。

ところで、保護者や住民ではなく、真っ先になぜ学校が緊急の措置(教員による引率)をとる、あるいはとら

ざるをえないのであろうか。考えられる要因の一つは、「学校の管理下における児童生徒の災害」についての災害共済給付にかかわって、「児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する」場合に生じた災害は「学校の管理下において生じたもの」とみなされている（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条）ことであると推測される。

しかし災害給付金にかかわるこの規定から、「通学時の安全確保は学校の責任」という結論を導き出すことはできないであろう。なぜなら、「共済」は「社会保険」の一種であり、「学校の管理下において生じたもの」とみなすという規定は、社会保険の制度技術的な、実務的規定であり、安全確保の責任の所在を示す法規定ではないと考えられるからである。

(2) 話をもとに戻して、緊急の措置として教職員による引率がまずありえるとして、緊急の措置をとっている間に保護者や住民による引率を準備し、実行に移す、あるいはスクールバスを配置するなどして次の段階に移るといって「段階的構想」がありえる。事態がそのように進むことが、もとより望ましいであろう。しかし、「中長期的展望」を考えると、本当にそれでよいのかという難しい問題に突き当たることになる。それは次のような問題である。

(事例Bにかかわって)「大人たちが他人の子どもにも注意を払うようになった。集団登下校を引率することで、子どもの視点で通学路の危険箇所をチェックできた」。大沢小の粉川昭一PTA会長(42)は、事件後に地域が得たものをあえて列挙したあと、こう続けた。「通学班は子どもが班長などをやって社会性を身につけていくもの。親の送り迎えは子どもの自主性を奪っているかもしれない。やはり事件で失ったものの方が、断然大きい」。(2006年1月26日付「東京新聞」から抜粋引用)

事例Dのタクシー下校に消極的に賛成したという菅生小学校の小橋誠校長も、次のように話している。

「12年前に不審者が出た場所で今現在まで保護者による見張りが続いている場所もある。それ以後そこでは何もないが、もし、やめて事件が起きたらと考えるとやめられないようだ。同じようにタクシー下校も一度始めればやめられない。・・・ただ、教育者としては放課後に学校で遊ぶ時間や下校時のちょっとした道草など、児童が自分で進んで何かをやる時間が奪われていいのかとも思う。他人を見たら疑えというのでは、なかなか地域の大人たちとの交流も進まない。子どもたちの育ち方が問題だ。」(2006年6月2日付「東京新聞」

から抜粋引用)

要するに、大人による引率やタクシー下校は、子どもの自主性や社会性といった能力を養う上でマイナスになるというのである。そうだとすると、論理的には、「大人による引率やタクシー下校の廃止」を中長期的展望の中に組み入れなければならないということになる。

(3) 中長期的展望の視野を更に広げると、われわれは地域計画学・環境造園学者の中村攻博士の問題提起(『安全・安心なまちを子ども達へ』、2005年10月)に突き当たることになる。同書からやや長くなるが引用してみよう。

紛れもなく我国は戦後経験したことの無い犯罪多発型社会へと向かいつつある。(9頁)

どのような問題も、当面の対応策と根本的な解決策の二面から検討する必要がある。・・・子ども達を犯罪の危険から守るに当たってもこうした立場が必要である。即ち、当面の危険にどう対応するかということと問題の根本的な解決に向けてどう立ち向かうかという二面での対策が必要である。日常化する犯罪の危険から子ども達を守るためには当面何をしなければならないか検討し実践することが必要である。しかし、その一方で増え続ける犯罪の増加に有効な対策がとられないならば、当面の対策は焼け石の水であり徒労に終わるものである。これらの対策を混同せず使い分けながら両者の間に有機的な連動がみられるような対策が求められる。(13頁)

例えば「見知らぬ人に声をかけられてもついていけないこと」といった子ども達への自分の身は自分で守る活動の推進は、手っ取り早く効果的にも見える活動ではあるが、この活動の限界と課題をわきまえつつ進めないと危険である。子ども達は次代を背負う人間として、人間を信頼しお互いに助け合う存在として成長しなければならない。そうした人間がより多く存在する社会こそが安全な社会でもある。(14頁)

当面の対応策は、中長期的には犯罪者を多発する社会の構造を正していくという根本的な問題の解決策をも視野に入れつつ、これとの連動が求められている。(15頁)

ついで中村博士は中長期的な課題、つまり犯罪多発型社会の構造を正していく課題として次の3点を指摘している。(16～19頁)

- ① 人間の命をもっと大切に社会規範を確立する  
(例：如何なる理由を付けようともテロも戦争も許さない——そうした社会に向けて日々努力する環境のなかで子ども達は育てられなくてはならない。身近な

ところでは、ここ数年我国の自殺者は3万数千人に及んでいる・・・)

② 市場原理・競争原理を至上目的としたストレス型社会を是正する

(例：行き過ぎた市場原理・競争原理に歯止めが必要である。人間が対応できる競争にはスピードや規模に一定の限界がある。それを越えた競争は人間に進歩をもたらすより人間そのものを破壊する。犯罪は破壊された人間がおこなう人間そのものへの破壊行為なのである。)

③ 経済的価値に偏重した生活から脱してバランスのとれた人間らしい生活を創造する

(例：経済的側面に偏重した生活から脱して精神的側面にも高い価値を与えたバランスのとれた生活観を取り戻さなくてはならない。そこで再び人間同士が助け合い支え合い共に生きる社会が可能になる。)

それではこの「根本的な課題(長期的展望)」と「当面の対応策」を有機的に連動させるとはどういうことか? 中村博士はこの点について詳論していないが、「両者に共通する基盤(共通にすべき基盤というべきであろう——浦野)について、こう述べている。

それは、どちらの対策を検討するときも「子どもの人格と人権」の視点を基盤に据えることである。人格の視点とは、如何なる時も「子ども達は時代を担う人間として人格の全面発達を促す環境づくりのなかで、安全の問題も扱う」という視点を貫くことである。・・・人権の視点とは「子ども達は犯罪から守られた安全な社会で生きていく権利を有しており、国や自治体をはじめ大人達はそうした環境を作っていく責任を有している」という視点を貫くことである。(19~20頁)

私は先に、論理的には大人による引率やタクシー下校を廃止する長期的展望を持たなければならない旨を述べた。これを中村博士の主張に重ねると、廃止するタイミングは、上記①~③の課題が(ほぼ)達成された時ということになる。

そうだとすると、大人による引率やタクシー下校などの取り組み(これは例示にすぎないが)の意義やその社会的射程を、単純に児童の安全確保に限定しないで、おおいに広げてみる必要がある。つまり、それらの取り組みは上記①~③の課題にどのように寄与しているのか、あるいは関係するののかという視点を持つことが重要になってくるということである。例えば、事例Dで母親は「私も今日は仕事を休んで来ている。でも何かあってはからでは遅い。子どもはお金にはかえられない」と話している。こういう意識は上記③の「経済的価値に偏重し

た生活」から脱する萌芽であるかもしれない(取り組みの意義の見直しの例として)。また社会的射程ということであれば、例えば母親を雇用している企業が、登下校引率の当番日には「登下校引率休暇(時間制)」あるいは「教育休暇」を(有給で)出すようになることが望ましいし、国や自治体がそれをサポートする(制度化すること)は更に望ましいということになる。

このように考えるならば、「登下校時の児童の安全確保」の取り組みと「安全・安心なまちづくり」の取り組みとは、同時並行かつ双方向の関係でなければならないことになる。

#### 4 奈良県の「子どもを犯罪の被害から守る条例」

2004年に悲惨な事件を体験した奈良県では、2005年6月に、議会が「子どもを犯罪の被害から守る条例」を可決した(7月1日公布、10月1日施行)。「子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪の被害を未然に防止するため、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策及び規制する行為を定め、もって子どもの安全を確保することを目的とする。」(第1条)というものである。

子どもの通学路における安全確保についてこの条例は、「子どもが通学、通園等の用に供している道路及び日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者は、子どもの安全を確保するため、当該通学路等の環境整備に努めるものとする。2. 親権者、未成年後見人、学校等の管理者及び職員、地域住民並びに通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等における子どもの安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」(第10条)という訓示規定を置いているにとどまる。

したがってこの条例についても、①「責任構造」が明らかにされていない、②「当面の対応策」と「中・長期的展望」という段階的見通しが明らかにされていない(例えば条例についての見直し規定がない)という批判が成り立つと思われる。

#### 5 保護者の権利と義務

日本の子どもたちは教育を受ける権利(学習権)の主体であって(憲法第26条1項)、小・中学校に通う法的義務はない。保護者がわが子を小・中学校に就学させる義務を負っているのである(憲法第26条2項、学校教育法

第22条、第39条)。

そして民法820条は「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と定めている。監護とは、監督し保護することである。「権利を有し義務を負う」(親権の二重性)の「権利」とは、たとえば生まれた子どもを無宗教で育てるのか、どこかの宗派に属させるのか(たとえば洗礼を受けさせる)といった事柄について、他者から介入・命令されることなく親の意思で決定できるということである。「義務」とは、親はまっとうに監護教育する義務を子どもに対して負っているということである。

近年、親がわが子を虐待死させたり餓死させたりするというニュースに接することがしばしばあり、そのたびに悲痛かつ暗澹たる思いに陥る。

そこで、いったいこの監督教育する義務はどの程度のもものとみなされているのか。一つの視点からに過ぎないが、比較的最近の判例によってそのことを確かめてみたい。

(A) 小学生が公園でキャッチボール中に起こした事故についての親の責任(仙台地裁平成17年2月17日判決、控訴、『判例時報』1897号52頁以下)

本件は、甲野松夫の両親である甲野太郎と甲野花子が、小学生の乙山晴夫と丙川冬夫がキャッチボールをしていた際に、誤ってボールを松夫の心臓部に当てたため松夫が死亡したとして、晴夫の両親(乙山竹夫、乙山梅子)と冬夫の両親(乙川夏夫、乙川秋子)に対し、損害賠償を求めた事案である。

裁判所の認定した事実によると、2002年4月15日午後4時前ころ、松夫(1991年生まれ)は、公園内で春夫と冬夫がキャッチボールをしている付近に立っていたところ、晴夫が誤って投げたボールが胸腹部に当たりその場に倒れ込み、救急車で病院に搬送されたが、同日午後7時45分ころ死亡した。事故当時、晴夫は9歳10ヶ月、冬夫は9歳8ヶ月で、いずれも責任無能力者であった。死亡原因について判決は、死体を解剖した医師の鑑定書、そのほかの医師2名の意見書をふまえ、「松夫は晴夫の投球を胸腹部に受けて心臓振盪を引き起こし、死亡したことが高度の蓋然性をもって証明されたというべきであり、松夫の死因を心臓振盪と認定するのが相当である。」と判断している。そして、判決は結論として次のように述べている。

「上記認定事実によれば、晴夫らは、本件事故当時の公園の状況でキャッチボールをすれば、ボールがそれて松夫ら他人に当たることが十分予見でき、軟式野球ボール(C球)が他人に当たった場合に、その打撃部位に

よっては他人に傷害を与え、さらには死亡するに至らせることがあることも予見しえたというべきであるから、晴夫らは、かかる危険な状況でのキャッチボールを避けるべき注意義務があったのに、漫然とこれを行った過失があるといわざるをえない。」

「被告らは、キャッチボールのボールが当たって他人を死亡させる結果が生じることは予見しえないから、親として子にこれを指導監督する義務はないとも主張するが、これが採用しえないことは前記のとおりである。」

「以上によれば、松夫は責任無能力者である晴夫らの共同不法行為によって死亡するに至ったことが認められ、被告らに監督義務懈怠がないことが認められない本件においては、被告らは、民法712条、714条1項に基づき、被告らの上記損害について賠償義務を負うというべきである。」

こうして判決は、被告(竹夫、梅子、夏夫、秋子)に対し連帯して、原告の太郎と花子に各3033万8921円、計6067万7842円を支払うよう命じたのであった。

\* 民法712条(責任能力) 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知識を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

\* 民法714条(無責任能力者の監督義務者等の責任) 前2条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(B) 中学生が学校内で起こした事件についての親の責任(宇都宮地裁平成16年9月15日判決、確定、『判例時報』1879号136頁以下)

本件は、中学校内において中学1年生の少年・丙川秋夫からナイフで刺殺された甲野花子教諭の遺族である原告ら(花子の夫、長男、両親)が、少年の両親(被告：丙川春夫、丙川夏子)に対して、不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案である。

裁判所の認定した事実によると、甲野花子は、1998年1月28日午前11時40分ころ、中学校1年生であった丙川秋夫に授業態度等について注意をしたところ、秋夫からバタフライナイフにより左胸や背中など7か所を刺され、心臓刺切創、左前胸上部刺切創、右背部刺切創等の傷害を負い、直ちに黒磯市内の病院に搬送されたが、約1時間後、失血により死亡した。ナイフは、秋夫が購入して

中学校に持ち込んでいたものである。

次に判決の重要部分を引用する。

「秋夫は本件事件当時責任能力を有していたと認められるので、被告らに対して民法714条に基づく責任無能力者の監督者の責任を問うことはできないというべきである。しかし、未成年者が責任能力を有する場合であっても監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認め得るときは、監督義務者につき民法709条に基づく不法行為が成立すると解するのが相当である。」

「秋夫は、本件事件に至るまで特に非行歴はなく、小学校時代には成績も優秀であったものの、中学校入学後は、膝の病気で思うように運動ができないことなどから苛立ちが高じて、周囲の人に対する暴力的言動や物に当たる等の行動が出始め、成績が悪化して、欠席も増加し、登校しても保健室に度々出入りするような状況にあったのであり、思春期特有の反抗行動といえる範囲を超えた明確な変化を示していた。しかし、精神的疾患の発露とも取れるこれらの秋夫の変調の兆しに対し、被告らはある程度これに気付いていながら、特段の対処が講じていなかった。さらに、本件事件そのものは被告らの直接監督下になく中学校内で発生したものであるが、前記のとおり、秋夫によるナイフ類の購入は本件事件の約半年前に初めてなされ、ナイフ等を常時携帯する習癖もそのころから発現していたことに加え、本件ナイフの購入も被告丙川夏子の同伴時になされており、その後本件事件まで約1週間にわたって秋夫が本件ナイフを常時携帯していた等の事実があるにもかかわらず、被告らはこれらに全く気付かず、秋夫による家庭から学校への本件ナイフの持ち込みは継続していた。これらの諸事情を勘案すれば、被告らの外に秋夫に対してナイフの持ち込み等について指導を行うべき主体が存在し得たことは置くとしても、被告らにおいて、秋夫に対する監督義務の懈怠があったことは否定できず、その懈怠が殺傷能力十分な本件ナイフの校内への常時持ち込みを許すことになった以上、被告らの監督義務違反と甲野教諭の殺害との間の相当因果関係もまた優に首肯し得る。」

「したがって、被告らは、本件事件、すなわち、秋夫による甲野教諭の殺害について、秋夫に対する監督義務違反により共同不法行為責任を負うものというべきである。」

結論として判決は、被告に対し総額約8200万円の支払いを命じている。

\* 民法709条（不法行為による損害賠償）故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償す

る責任を負う。

\* 民法719条（共同不法行為の責任）数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

この種の判例は多数存在している。この二つの判例は、比較的近年の、小学生と中学生が起こした事件として任意に選んだものである。

Aの場合は責任無能力者と認定された小学生の事件であり、Bの場合は責任能力があると認定された中学生の事件である。適用されている法律の条文に違いはあるが、A、Bとも保護者の監督義務違反を認定し、多額ないし巨額の賠償金の支払いを命じている。

こうした判例が世間に広く知れると「結婚しても迂闊に子どもは産めない、つくれない」という意識が一般化するかも知れないが、保護者の「監護教育義務」はそれだけ厳しいものという認識が一般化することは望ましいことである。

ところで私は、都内のいくつかの小学校の2006年最初の（1月の）「学校だより」を読む機会があった。さすがにそのほとんどが登下校時の安全確保の問題を大きく扱っている。その中の一人の校長の次の文章が目にとまった。

「以前勤務した学校のことですが、フランスから帰国した子女の登校に、母親が毎日付き添ってきて校門で別れていくので、子どもに登校を渋る傾向があるのかと聞いてみたところ、フランスでは毎朝、子どもを学校に送っていくのが当たり前になっているとのことでした。当時は登下校中の児童殺害や学校への不審者乱入など考えられない頃だったので、『日本ではそのようなことはしなくていいのですよ』と伝えたことがありました。」

この文章を読んで私は、フランスの男性と結婚してフランスで子育てをしているという日本人女性からの「フランス教育事情——リヨンからの便り」に次のくだりがあったことを思い出した。

「セキュリティ上、定刻になると（学校の門に一浦野）鍵をかけられて呼び鈴を押しても対応してくれないことが多いのです。遅刻すると午前または午後の授業に参加できなくなり、欠席となってしまう場合があります。・・・教員は4時半以降はさっさと帰宅し、後は掃除の職員が残るのみです。誘惑や交通事故などの問題が起きないように小学生の通学は必ず親同伴

で、共働きの家庭のために朝・夕の校内学童保育みたいなもの（ギャルドリーまたはエチュード）があり、大学生が主に担当しています。」（『新聞都教組』2005年12月15日・25日合併号）

フランスではどうやら「通学時の子どもの安全確保は親の責任」という原則がはっきりしているようである。また、教員の職務は「授業を中心とした学校内での仕事」に限定されているようである。日本の教員からは、ため息が出そうである。

「通学時の子どもの安全確保は親の責任」という意識と行動がどのような歴史的経緯を経て定着したのか、法制度上どのようになっているのか等についてはこれから調べてみるほかないが、交通事故の問題をふくめて「治安の悪さ」がおおきな要因であろうことは容易に想像できる。今市市の事例（B）や岡山県の団地の事例（D）が将来もずっと続くならば、その地域の住民にとって「通学時の子どもの安全確保は親の責任」という意識と行動が定着したといえることになるかもしれない。しかし、そうなることが幸福な社会の実現であるかどうかは、また別の問題である。

## 6 小結

基礎的なデータが私の現地調査抜きの新聞報道に限られていたり、（私は教育学部の出であり）法律学の素養に欠けていたりする小論は、ひどく出来の悪い「研究ノート」にすぎないが、一応のまとめを試みたいと思う。

小論の課題は、端的にいえば誰が登下校の児童に同伴し見守るべきなのかについての責任（「安全確保の責任」）の構造図を、いかに描くかということであった。

①上記考察によれば、「安全確保の責任」は保護者にあるということになる。

②教職員には、緊急時を除けば「安全確保の責任」はない。教職員の責任は、通学マップの作成と通学指導に限られる。

③地域住民にも、「安全確保の責任」はない。（安全・安心のまちづくりの主体者としての責任はある。）

④自治体にも「安全確保の責任」はなく、道路および道路環境の安全保持という道路管理者としての責任に限られる。（総合行政として安全・安心のまちづくりを進める責任はある。）

⑤警察の責任は、防犯活動であり、一人ひとりの子どもの具体的な安全確保までは及ばない。

このように責任構造図を描いたうえで、当面の教育委員会（教育行政）の役割は何かを考えてみたい。

今市市の事例（B）の取り組みは、実際に子どもが殺

害され、犯人がつかまっていけないという状況下で、保護者が危機感をいだいて始めたものと推測されるが、他面でそれは民法820条の保護者の監護教育義務を履行し始めたに過ぎないともいえる。グループを組み、同伴を当番制にしている点は、おそらくフランスとはちがう日本的な特徴であろう。このままの取り組みがずっと続くのか、あるいは負担が重過ぎて続けることが困難におちいるのか心配である。困難になったとき、保護者たちが①困難におちいった部分について老人など住民にボランティアでの参加を訴えるか、②早朝と放課後の学童保育を自治体に要求するか、③スクールバスの配置を自治体に要求するかなど、さまざまな選択肢と保護者ないし主権者としての行動が考えられる。教育委員会の重要な役割は、①保護者（PTA）の話し合いを奨励し、情報等を提供して、合意形成の援助をすること、②合意された事項の実現をサポートすること、ないしは行政として合意された事項を実施することであると考えられる。

南足柄市の事例（C）は、教育委員会事務局ではなく市の市民部がリーダーシップを発揮して実現した取り組みであるところがおもしろい。児童の安全確保の課題が、発想からして「まちづくり」のなかに位置づけられていると推測される。理論的には「安全・安心のまちづくり」が達成されれば、子どもの登下校に常時大人が同伴する必要もなくなるはずであるから、児童の安全確保にとっても総合行政の視点が不可欠である。

最初に紹介した文部科学省通知をはじめ、各方面から児童の安全確保についてたくさんの対応策が提示されている。肝心なことは、ある機関やある人がそのメニューのなかから適宜選択してそれを実施するというのではなく、保護者を軸に学校当事者が話し合い、合意を形成し、実施していくこと、教育委員会事務局はそのことを奨励し、サポートすることであると考えられる。（2006年10月15日脱稿）